ハワイ・ キャプティブ保険協議会
最新情報説明会

帝国ホテル東京
2008年11月5日

ハワイ・ キャプティブ保険協議会
最新情報説明会

セッション２: 最新情報と新たな課題

帝国ホテル東京
2008年11月5日

ハワイの最新情報
キャプティブ保険市場

ハワイにおける
キャプティブライセンスの動向

キャプティブ保険の動向

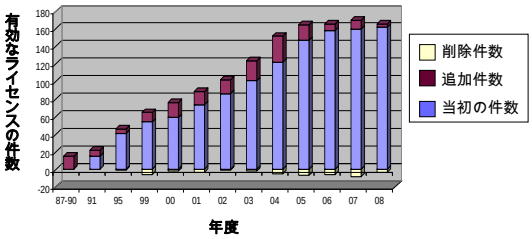

ハワイキャプティブの統計(2007年)

キャプティブ件数	163
総資産	64億ドル
全体の保険料	１７億ドル
全体の資本・剰余金	１８億ドル

ハワイにおける
地域別キャプティブオーナー数

米国	西部	122
	東部	21
	中部	10
	米国内合計	**153**
米国外	アジア･太平洋地域	10
	総計(2008年10月1日現在)	**163**

ハワイのキャプティブ・産業別割合

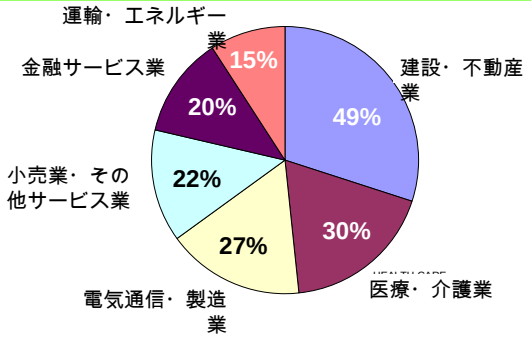

ハワイのキャプティブ・産業別総資産

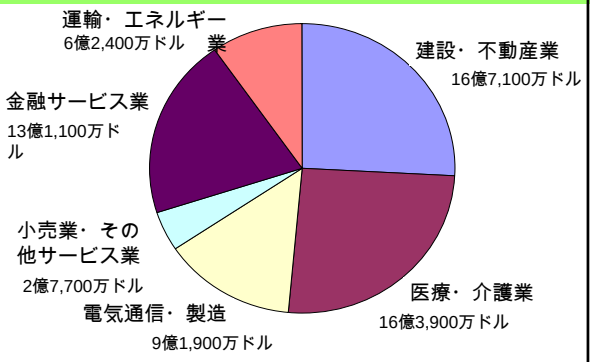

ハワイのキャプティブ・産業別保険料

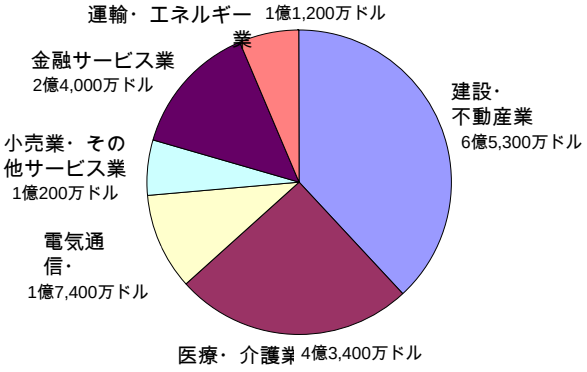

ハワイにおける
日本企業のキャプティブの成長

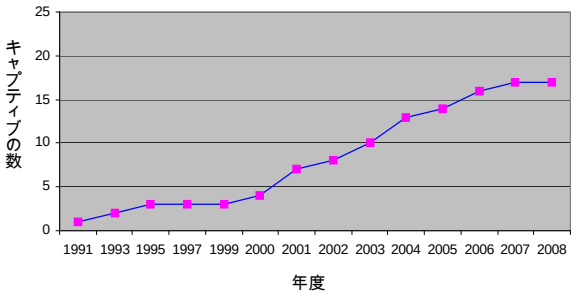

ハワイにおける日本企業のキャプティブ
(親会社直接の管轄区域)

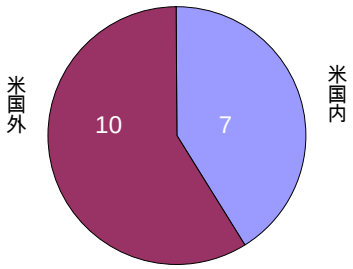

ハワイにおける
日本企業のキャプティブ・ 産業別件数

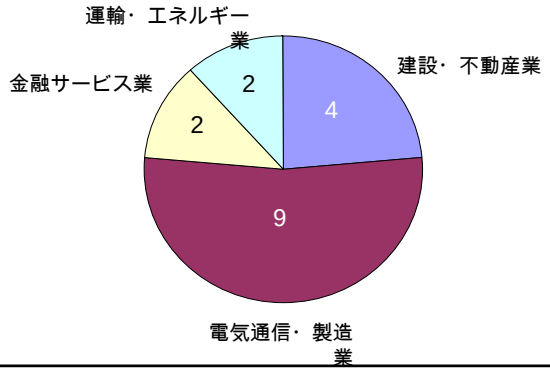

ハワイのキャプティブにおける
日本企業の産業別総資産

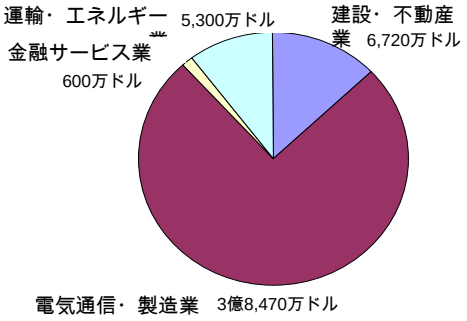

ハワイのキャプティブにおける
日本企業の産業別総保険料

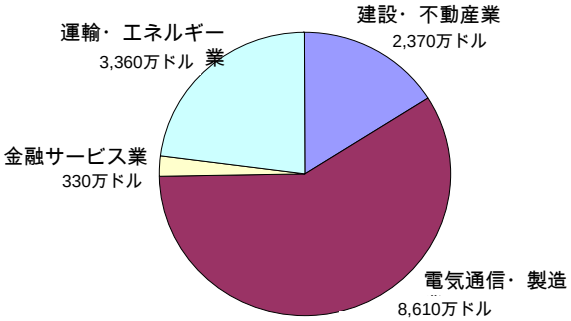

2008年キャプティブ法

- 特殊目的金融キャプティブ (SPFCIC)
- スポンサード･キャプティブ(Sponsored Captives)

SPFCICと証券化

- 「構造化された金融」のプロセス
- 信用強化のレベルが適切な、指定された金融資産プールの「パッケージ化」
- 投資家への「パッケージ」の再分配をローン、または証券の形で
- 本源的な金融資産プールを担保として、また将来の関連所得の流れとしての証券やローン
- キャプティブ保険会社は、全ての関係者間の取引を促進し、利害関係を保護する事業体

誰が、なぜ証券化を活用するのか？

- ほとんどの生命保険再保険会社は証券化したが、比較的少数の企業がその技術へのアクセスが可能
  - 実行が困難だととらえられた
  - 今になって格付け機関の取り扱いが明確になった
- 業界内で分業化が進みつつある
  - 再保険会社は資本市場アクセスのエキスパートになりつつある
  - 元受保険会社は間接的に市場へのアクセスを求めている
- 市中銀行は長期の信用状の解決に関する、開発と提供に創造的
- 買収活動は散発的

保険の証券化

- 保険会社は資本効率及びバランスシートの管理に集中する傾向が強くなってきている
  - 様々な部門において証券化が開発され、成熟しつつある
  - キャプティブの活用が急増している
- キャプティブと特定目的事業体(SPV)は、様々な分野に活用されている
  - 生命保険
    - エンベデッド・バリュー(EV)のある貨幣化
    - 準備金の軽減
    - 死亡リスクへのヘッジ
  - 損害保険
    - 大災害リスクへのヘッジ
    - 自動車保険準備金の軽減
    - 住宅ローン保険

証券化における新たな問題

- 生命保険会社は過剰準備金の放出、将来の利益の貨幣化、死亡リスクへのヘッジなどができるような取引を求め続ける
- XXX / AXXX よりも早い率で成長するために、現金支払代替株式(アクゥイジション・ カレンシー)として活用しうる証券化のエンベデッド・ バリュー
- キャプティブを基本にした構造は、その他の分野でも研究されている
  - 自動車保険
  - 住宅保険
  - 健康保険
- 鳥インフルエンザへの継続的な懸念によって行われた、破局的な死亡に対する取引増
- 現在の世界的な金融市場の不安により、新たな証券化が減速

スポンサード･キャプティブ

- ハワイ州が定めていたクラス4「リース･キャプティブ」を「スポンサード･キャプティブ」へ名称変更
- 最低資本金及び剰余金を100万ドルから50万ドルへ減額
- 保護セルで参加者の資産・債務を分散
- 小規模企業のソフトマーケットにおけるキャプティブ保険構造の活用を図る

新たな問題

- 財務報告基準
- 監査基準
- 不安定な金融市場

国際財務報告基準 (IFRS)

- 1997年に実施された国際会計基準審議会(IASB)がIFRSを開発
- グローバル標準の株式公開企業における財務諸表の準備
- 100ヶ国、12,000社で導入 (米国及び日本を除く)
- 時価会計 対 帳簿価額 の強調→会計報告書に変動増
- IFRSは投資家にとって有利
- 事業活動においての企業の実績をゆがめる可能性

米国企業におけるIFRSの意味合い

- アメリカ公認会計士協会(AICPA)は、IASBの創立会員
- 米国証券取引委員会は、 2009年12月15日までに会計年度を終える、株式公開企業へ自発的実施を考慮中。2014年には強制
- 現在AICPA及び米国財務会計(基準審議会(AFFASB)は、米国の一般会計原則GAAP)を採用

日本企業におけるIFRSの意味合い

- IASB及び日本企業会計基準委員会(ASBJ)は、日本におけるIFRSへの収束を加速することに、2007年8月の東京アグリーメントで同意
- 海外の日本企業、特にEUでは直接的影響
- IFRSが導入されない場合、日本企業の海外からの資金調達が難しくなる可能性も
- 金融庁(FSA)は、日本の財務報告基準をIFRSに準拠することを最優先化
- 日本公認会計士協会 (JICPA) は、日本でのIFRS導入の道しるべの開発に積極的
- IFRSの効率的導入は、技術面だけでなく、会計制度及び企業全体の協力が必要

AICPAの監査基準

- 新たなリスク評価基準→SAS No.104~111(06年3月発行；12月15日実施)
- 非公開企業のため、基本的な監査原則の変更
- 目的→独立監査の質の増強・強化
- 公開企業に対する監査ルールの範囲が狭い
- 重要なテーマはSOX法と一致している

米国における新たな監査の必要条件

- 事業やビジネス目標、それを達成するためのリスク管理などをしっかりと理解すること
- 内部統制をより深く理解すること
- 財務諸表の虚偽記載に対し、さらに厳しいリスク評価を行い、監査の際に個々のリスクへのつながりを明確化すること

不安定な金融市場

- サブプライム問題は進行中の金融危機
  - 住宅金融専門会社の失敗により、グローバルな金融市場と銀行システムでの流動資産の縮小
  - サブプライムに大量に投資した投資企業及び政府が出資した企業
  - 自由主義的な住宅ローンのアンダーライティング、低金利、資本市場の投資家をひきつけた住宅価格の高騰
- 2007年の利上げ、住宅価格の下落により、住宅ローン未払い、金融危機発生
- 2008年7月には、世界の大手銀行・金融機関が、4兆3,050億ドルの損失を報告

ソルベンシー基準により保護されている米国の被保険者

- 2008年9月15日 - 住宅ローン関連の損失が理由で、AIGの経営危機が表面化
- AIGの非保険の親会社は米国連邦政府により規制されている
- AIGの保険子会社は、被保険者保護のため、州保険規制及び州法で規制されている
- AIGの保険子会社には価値があり、米国財務省からの8,500億ドルのローン返却のために、売却されている

キャプティブ保険課保険部門–DCCA連絡先

- **保険監督官** J.P. シュミット (J.P. Schmidt)
- **副保険監督官・キャプティブ保険管理担当者** クレッグ・ワタナベ (Craig Watanabe)
- **連絡先**
  Insurance Division
  State of Hawaii
  Department of Commerce and Consumer Affairs
  P.O. Box 3614
  Honolulu, Hawaii USA 96811
- **電話**: (808)586-0981 Fax: (808)586-0987
- **ホームページ**: http://www.captiveinsurance.hawaii.gov
- **メールアドレス:** captiveins@dcca.hawaii.gov

ハワイ・キャプティブ保険協議会
最新情報説明会

帝国ホテル東京
2008年11月5日